

公務員制度改革について

平成 24 年 6 月 28 日

国家公務員制度改革推進本部事務局

国家公務員制度改革関連四法案の概要

改革の方針

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、縦割り行政や天下りの弊害を除去するとともに、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進

⇒ ①幹部人事の一元管理その他の人事制度改革、②退職管理の一層の適正化、③自律的労使関係制度の措置

国家公務員法等の一部を改正する法律案

- 国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずる。
- 国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。
- 自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

国家公務員の労働関係に関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

上記三法案の施行に伴う関係法律の規定の整備等

幹部人事の一元管理その他の人事制度改革

各段階に応じた人事制度改革

○縦割行政の弊害を排除し、府省横断的な人材の育成・活用、多様かつ優秀な人材の登用、育成を行えるよう、各段階に応じて人事制度改革する

幹部職員

○**幹部人事の一元管理等**に関する制度を創設(**適格性審査及び幹部候補者名簿、任免協議等、幹部職員の公募、幹部人事の弾力化**)、内閣官房に**内閣人事局**を設置

管理職員

○内閣総理大臣(公務員庁)が、**任用の統一的指針の作成、運用の管理、府省横断的配置換えの調整等**を実施

幹部候補育成課程

○管理職員にふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成する仕組みとして**幹部候補育成課程を整備**

○内閣総理大臣(公務員庁)が幹部候補育成課程に関する**統一的基準の作成、運用の管理、府省横断的配置換えの調整等**を実施

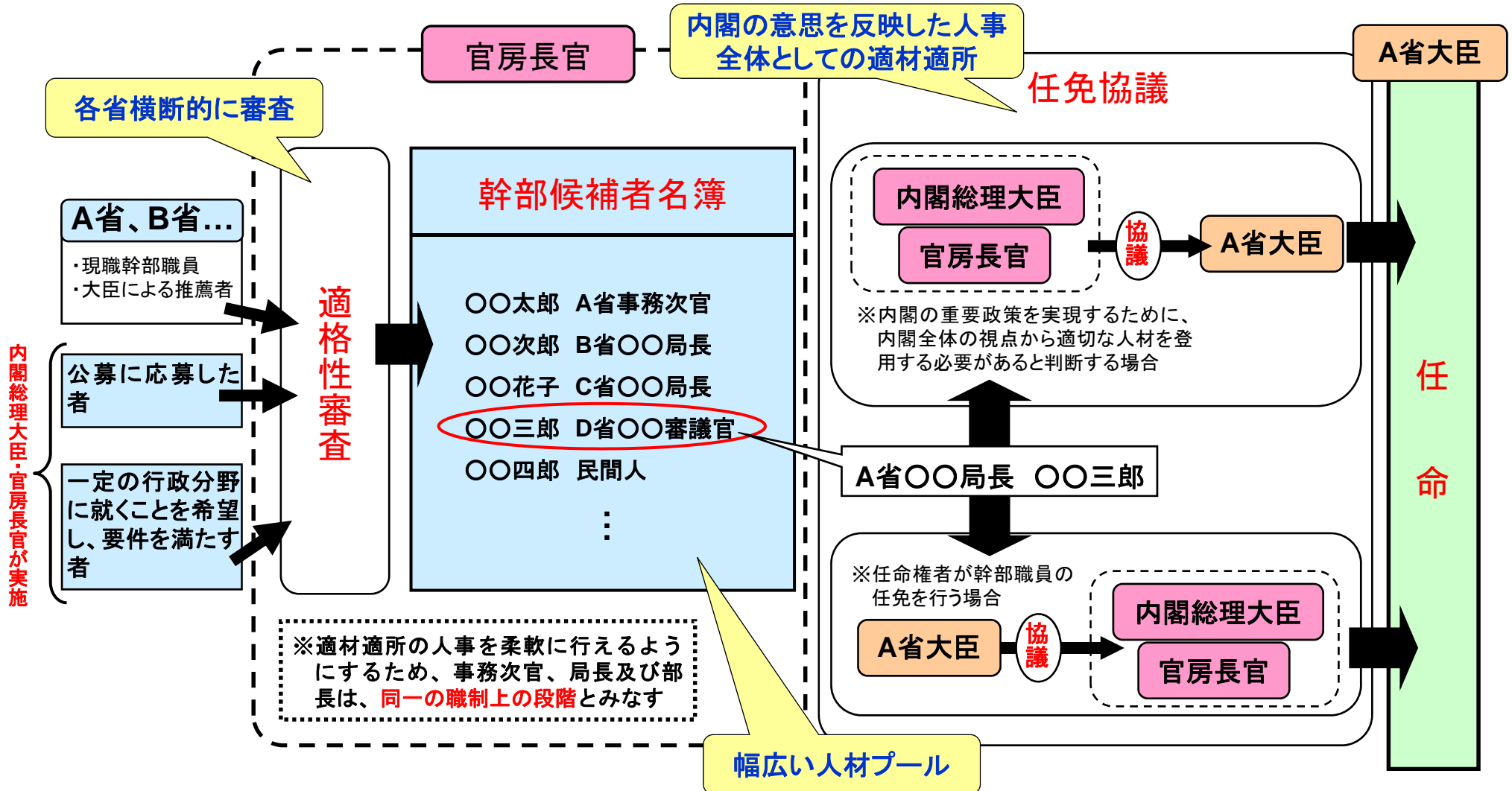
官民人材交流の推進

○多様な人材を公務に登用するとともに、多様な職務経験を付与することにより職員を育成していくために、**官民人材交流の推進に関する指針**を策定

○官民人事交流法に規定する人事交流について、制度の趣旨を踏まえた適正な運用を図るとともに、**交流対象法人の拡大、手続の簡素化、透明性の向上**のための措置を講ずる

【幹部人事の一元管理のスキーム】

○内閣の人事管理機能の強化を図るため、以下のとおり幹部人事の一元管理を行うとともに、次官、局長、部長級を同一の職制上の段階とみなす幹部人事弾力化措置を講ずる



退職管理の一層の適正化

- 再就職あっせん規制、現職職員による利害関係企業等への求職活動規制、退職職員の働きかけ規制を導入（平成19年改正国家公務員法。違反行為は懲戒処分、不正行為を伴う場合は刑事罰）
- 官民人材交流センターによる再就職援助も内閣の方針として原則廃止し、天下りあっせんを根絶（平成21年9月29日～）

再就職等規制の厳格な遵守のため、監視機能を強化

再就職等監視・適正化委員会

監視機能強化

再就職等監視委員会

（再就職等監視委員会を廃止して移行）

- 中立公正の第三者機関として、人事公正委員会の下に設置（独立職権行使）
- 従来の機能（再就職等規制違反行為の調査・勧告、再就職等規制等の適切な運用確保に必要な措置の勧告 等）に加え、違反行為を未然に防ぐ等の観点から、任命権者に対する再就職等規制の遵守のための指導・助言を行う権限を付与（例：再就職等規制の周知徹底に関する指導・助言、脱法的な行為の再発防止のための指導・助言 等）

※ 監視機能の強化は、新組織の設置前に、現行組織において先行的に実施

- ・ 委員長（常勤）及び委員4人（非常勤）は、役職員歴のない者から両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
- ・ 再就職等監察官（役職員歴のない者を任命）及び事務局を設置

官民人材交流センター

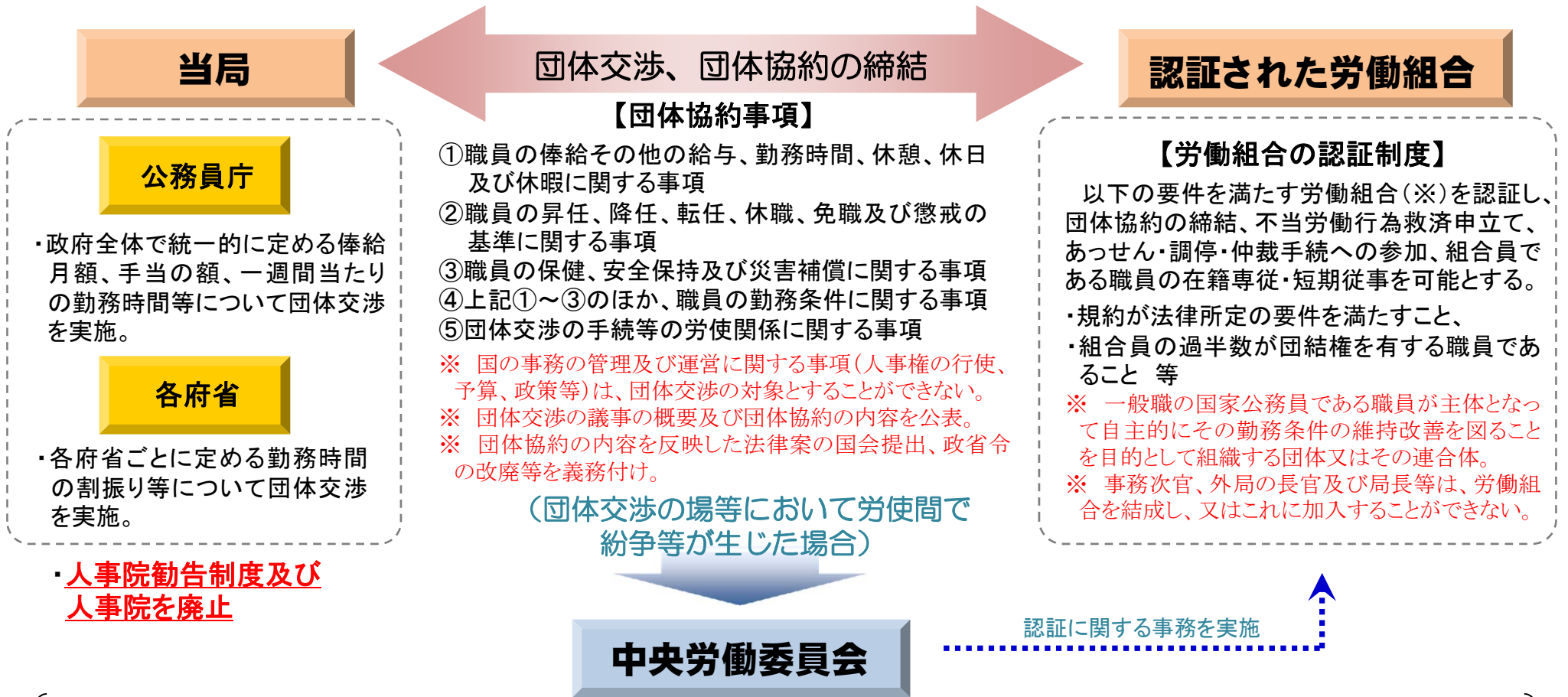


廃止（再就職援助のための組織は設置しない）

※再就職援助は、組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員の離職に際しての援助に限定し、必要が生じた場合にのみ、内閣総理大臣（公務員庁）が実施

自律的労使関係制度の措置（団体交渉、団体協約等に関する制度の確立）

- 労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革。
- 時代の変化に対応し、主体的に人事・給与制度の改革に取り組むことにより、職員の意欲と能力を高め有為な人材を確保・活用。
- 職員の側も、勤務条件の決定プロセスに参画し、相応の責任を負い、自らの働きぶりに対する国民の理解の下に、勤務条件を決定。
- これらにより、新たな政策課題に迅速かつ果敢に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る。



当局

公務員庁

・政府全体で统一的に定める俸給月額、手当の額、一週間当たりの勤務時間等について団体交渉を実施。

各府省

・各府省ごとに定める勤務時間の割振り等について団体交渉を実施。

・**人事院勧告制度及び人事院を廃止**

団体交渉、団体協約の締結

【団体協約事項】

- ① 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
 - ② 職員の昇任、降任、転任、退職、免職及び懲戒の基準に関する事項
 - ③ 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
 - ④ 上記①～③のほか、職員の勤務条件に関する事項
 - ⑤ 団体交渉の手續等の労使関係に関する事項
- ※ 国の事務の管理及び運営に関する事項(人事権の行使、予算、政策等)は、団体交渉の対象とすることができない。
 ※ 団体交渉の議事の概要及び団体協約の内容を公表。
 ※ 団体協約の内容を反映した法律案の国会提出、政省令の改廃等を義務付け。

(団体交渉の場等において労使間で紛争等が生じた場合)

中央労働委員会

認証に関する事務を実施

認証された労働組合

【労働組合の認証制度】

以下の要件を満たす労働組合(※)を認証し、団体協約の締結、不当労働行為救済申立て、あっせん・調停・仲裁手続への参加、組合員である職員の在籍専従・短期従事を可能とする。

- ・規約が法律所定の要件を満たすこと、
- ・組合員の過半数が団結権を有する職員であること等

※ 一般職の国家公務員である職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体。
 ※ 事務次官、外局の長官及び局長等は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない。

- ・認証された労働組合、組合員である職員等から、当局が**不当労働行為**(職員に対する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入・経費援助等)の**禁止義務に違反した旨の申立てを受けたときは**、調査・審問を行い、認定した事実に基づき**救済命令等を発することができる。**
- ・団体協約締結可能事項について、権限ある当局と認証された労働組合の間に紛争が発生したときは、**あっせん、調停又は仲裁が可能。**

自律的労使関係制度の措置に伴う改正

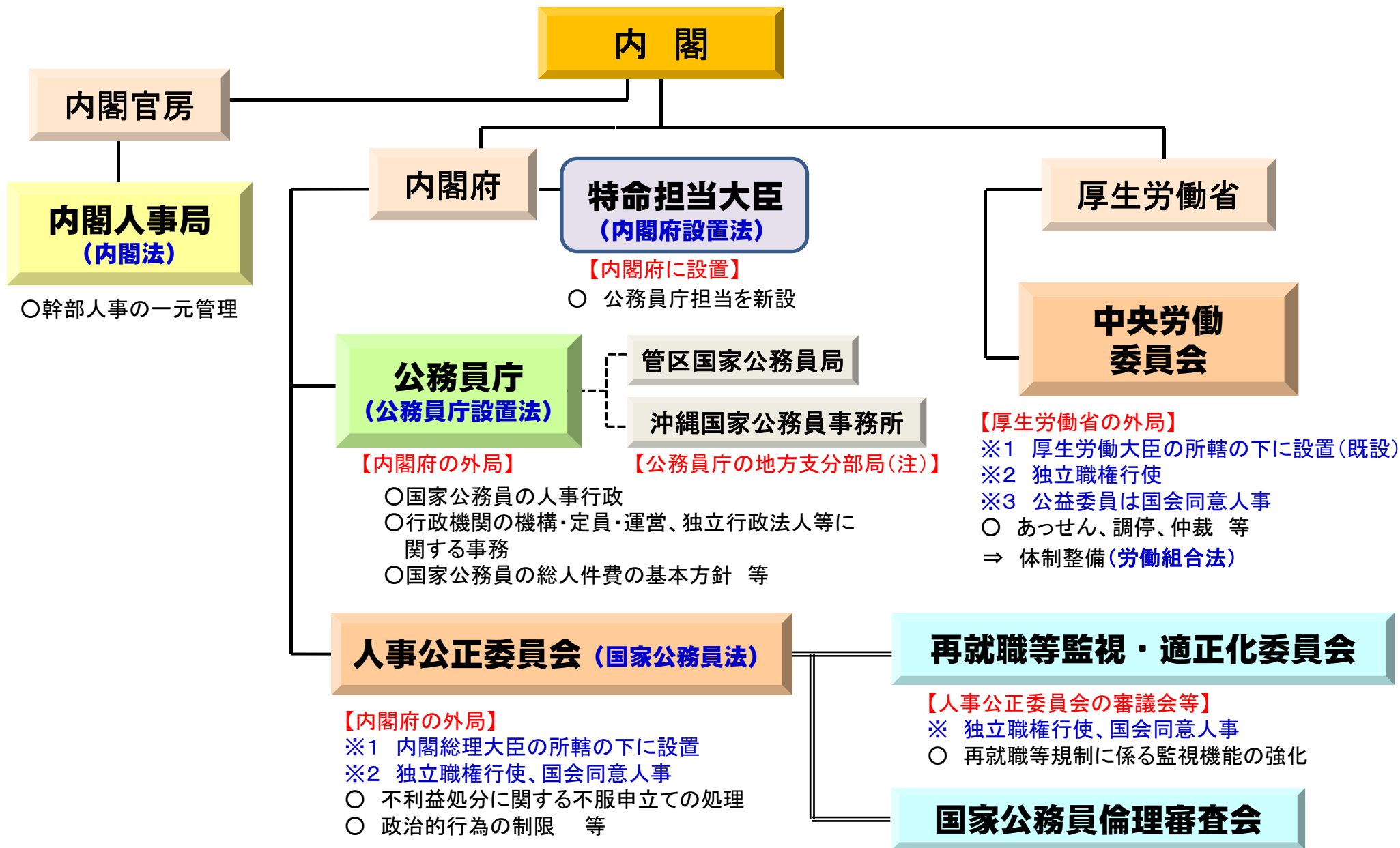
【協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止】

- 国家公務員法に規定する任免、能率、分限、懲戒、服務に関し、「人事院規則」委任事項を「政令」委任事項に改める等、所要の措置を講ずる(人事公正委員会が所掌する事項は「人事公正委員会規則」に委任。)
- 一般職給与法、一般職勤務時間法における「人事院規則」委任事項を「政令」委任事項に改める等、所要の措置を講ずる。 ※ 俸給表、手当、勤務時間など法定の範囲は基本的に変更していない。
- 給与の現金払い、直接払い、全額払いの原則を一般職給与法に規定する。
- 各省各庁の長が超過勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他超過勤務を縮減するために必要な事項についての指針を内閣総理大臣が定め、公表することを一般職勤務時間法に規定する。
- 現在人事院規則により定められている職員の保健、安全保持等に関する事項は、労働安全衛生法等で定める事項との均衡を考慮して政令で定める。
- 団結権を引き続き制限され、協約締結権を付与されない警察職員及び海上保安庁又は刑事施設に勤務する職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。

【人事行政の公正の確保】

- 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを国家公務員法に明記。
併せて、採用試験、選考等の個別の作用規定において、その公正性を確保するために必要な法定事項を明記。
- 不利益処分不服審査、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流法の交流基準の制定に関する事務等を所掌する人事公正委員会(委員長(常勤)及び委員2人(非常勤))を内閣総理大臣の所轄の下に設置。
- 人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正の確保を図るため必要があると認めるときは、
 - ・ 内閣総理大臣に対し、法令の制定・改廃に関し、意見を申し出ることができる。
 - ・ 各府省大臣に人事行政の改善を勧告することができる。

新たな人事行政関係機関の設置イメージ



(注) 地方支分部局の名称、位置及び管轄区域については、地方自治法に基づく国会の承認が必要

主な人事行政関係機関の改正前後のイメージについて

【現行】

<総務省>

○人事・恩給局

- ・国家公務員制度の企画・立案、人事管理の方針の総合調整
- ・人事評価、サービス、退職管理、給与（特別職）、退職手当 等
(・恩給行政 ⇒ 総務省に存置)

○行政管理局

- ・行政機関の機構・定員管理、運営の改善・効率化
- ・独立行政法人等の管理
(・行政手続法等 ⇒ 総務省に存置)

<官民人材交流センター:内閣府本府> ⇒ 廃止

- ・あっせんによる再就職援助（組織改廃時のみ）

<人事院>

○官房機能(総務課、人事課、会計課等)

- ・総務、人事、会計等

○職員福祉局

- ・懲戒、災害補償、育児休業等

○人材局

- ・採用試験、任用、分限、研修等

○給与局

- ・給与（一般職）、定年制度（・人事院勧告 ⇒ 廃止）

○公平審査局

- ・不服申立てその他の苦情の処理

<国家公務員倫理審査会:人事院>

- ・国家公務員倫理法の事務

<再就職等監視委員会:内閣府本府>

- ・再就職等規制の施行に関する事務

【改正後】

総務省

- ・恩給行政
- ・行政手続法等

<2局削減>

公務員庁

移管された業務
+
新規業務

- ・団体交渉、団体協約
- ・国家公務員の総人件費の基本方針
- ・幹部候補育成課程 等

<官房・局の上限は5>

人事公正委員会(※)

<事務局を設置>

国家公務員倫理審査会

再就職等監視・適正化委員会

監視機能は強化

※ 人事院の機能のうち、公平審査局の機能のほか、各局が所掌する、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流基準、人事行政改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出も移管

国家公務員制度改革関連四法案の施行時期

【公布の日】

- 幹部人事の一元管理、現行の再就職等監視委員会の監視機能の強化に関する措置(いずれも作用規定)

※ 幹部人事に係る名簿の作成等については、準備のため、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から適用

【公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日】 (本体施行日)

- 自律的労使関係制度の措置(中央交渉による団体協約の締結)など
- 内閣人事局、公務員庁、人事公正委員会、再就職等監視・適正化委員会の設置。
人事院の廃止

※ 幹部候補育成課程については、準備のため、本体施行日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から適用

【本体施行日から2年を超えない範囲内において政令で定める日】

- 各府省における団体協約の締結